

報道発表資料
平成 27 年 9 月 11 日
気 象 庁

箱根山の噴火警戒レベルを 3（入山規制）から 2（火口周辺規制）へ引下げ

6 月 30 日に噴火警戒レベルを 3 に引き上げた箱根山では、7 月 1 日にごく小規模な噴火が発生して以降、噴火はみられず、火山性地震は少ない状態で経過しています。また、火山性微動は、6 月 29 日以降は観測されていません。地殻変動については、GNSS 観測等により、山体膨張は停止したものと考えられます。

これらのことから、本日（11 日）14 時 00 分に火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを 2（火口周辺規制）といたしました。

大涌谷周辺の想定火口域（半径 440m～530m の楕円のエリア）では、小規模な噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒してください。風下側では火山灰や風に流されて降る小さな噴石や火山ガスに注意してください。また、地元自治体等の指示に従って危険な地域は立ち入らないでください。

気象庁では、引き続き火山活動の変化を注意深く監視して参ります。

問い合わせ先
気象庁地震火山部火山課
電話 03-3212-8341（内線 4538）